

令和7年度(第76回)全国労働衛生週間

10月1日～10月7日 (準備期間 9月1日～9月30日)

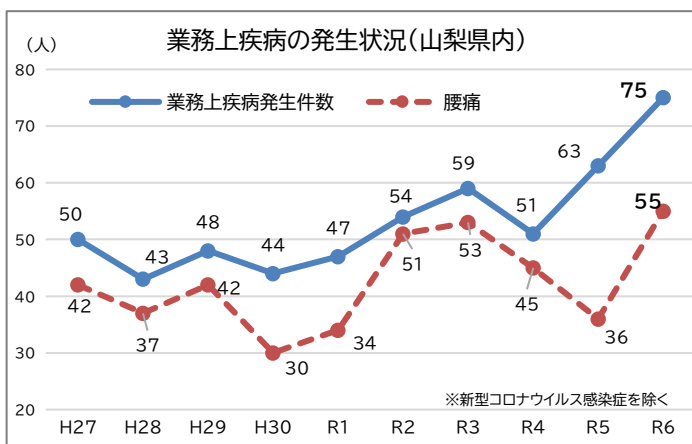
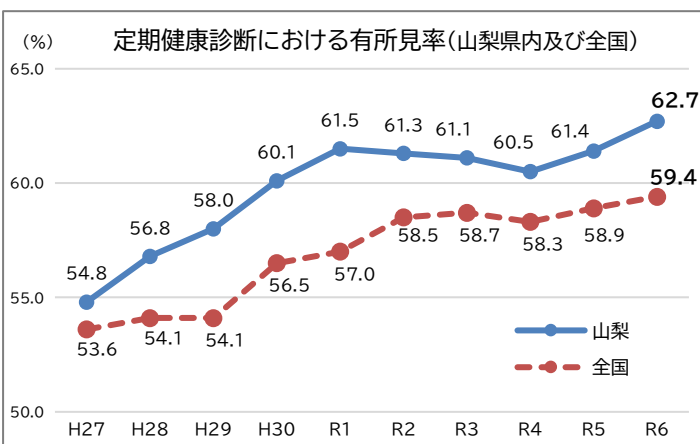
スローガン

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、全国及び県内において、以下のような課題があります。

- ・ 高齢化の進行により、県内の一般健康診断有所見率は62.7%と上昇傾向。
- ・ 何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題に。
- ・ 業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している。
- ・ 過労死等事案の労災認定件数が高止まり状態にあり、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は、令和6年度には過去最多(全国で1,055件)となった。
働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が求められる。
- ・ 化学物質による健康障害防止について、今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要。
- ・ 石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物に係る解体工事が、2030年ごろをピークとして増加が見込まれるため、石綿によるばく露防止対策の強化が必要。

今年度は「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。



【主 唱】山梨労働局、甲府・都留・鵜沢労働基準監督署

【協 賛】一般社団法人山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会、建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、一般社団法人山梨県鉄構溶接協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部、独立行政法人労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

【協 力】山梨県、一般社団法人山梨県医師会、山梨県経営者協会、連合山梨

参考ホームページ(中央労働災害防止協会)<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/>

準備期間中(9/1～9/30)に実施する事項について

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- 1 過重労働による健康障害防止対策

2 職場におけるメンタルヘルス対策

3 小規模事業場での産業保健活動の充実

4 治療と仕事の両立支援対策

5 女性の健康課題に関する取組み

6 労働者の作業行動による転倒・腰痛災害防止
- 7 職場の熱中症予防対策の推進

8 職場の受動喫煙防止対策

9 テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

10 化学物質による健康障害防止対策

11 石綿による健康障害防止対策

12 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

本週間中(10/1～10/7)に実施する全国労働衛生週間の行事計画表を作成しましょう！

労働衛生週間の間の行事計画表を事前に作成して、充実した週間にしましょう。

<行事計画表作成例>

10月1日(水)	労働衛生週間趣旨徹底の日	社長によるメッセージ発信、労働衛生旗の掲揚、スローガンの掲示 臨時安全衛生委員会を開催し、本年度週間行事の確認を行う 週間行事計画の掲示・社内放送等の周知を行う
2日(木)	職場環境総点検・改善の日	職場ごとに労働衛生パトロール(職場巡視)を行う (作業環境、作業方法、保護具の使用状況、危険・有害物質の管理状況等) 作業環境測定結果等に基づく作業環境の改善を図る
3日(金)	労働衛生に関する講習・研修の日	職業性疾病预防・災害事例等についての講習会・見学会の実施 職場環境総点検結果に基づく検討会等の開催 労働衛生に関する作文・写真・標語などの掲示／優良職場、功績者等の表彰
4日(土)	家庭内健康・休養の日	家庭内で健康について話し合う／家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る
5日(日)	家庭内健康・休養の日	家庭内で健康について話し合う／家族とのレクリエーションを通じ心身のリフレッシュを図る
6日(月)	メンタルヘルスの日 過重労働による健康障害防止対策の日	メンタルヘルス不調者、長時間労働を行う労働者の把握を行い、長時間労働の縮減の徹底・年次有給休暇の取得促進を図る 全社一斉定時退社の実施
7日(火)	緊急時の実地訓練の日 健康診断・健康相談の日	有害物漏えい、酸欠による事故等緊急時の災害を想定した訓練の実施 巡回健診車等を利用した健康診断の実施 産業医(保健師)による健康相談・健康測定の実施

メンタルヘルス対策支援事業を活用しましょう！※詳細はHPへ⇒ <https://www.yamanashis.johas.go.jp>

事業場でのメンタルヘルス対策における課題・問題・悩みに、精神科医、公認心理師、社会保険労務士等の専門家が対応し、問題の解決をお手伝いします。また、管理監督者を対象としたメンタルヘルス教育も実施しています。

連絡先: 山梨産業保健総合支援センター(甲府市德行5-13-5 山梨県医師会館2階) TEL055-220-7020

地域産業保健センターを活用しましょう！※詳細はHPへ⇒ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/consultation/1175>

労働者50人未満の事業場の事業者や労働者を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。(事前の申込みが必要です。)

～県内地域産業保健センターの連絡先～

中北地域産業保健センター	(甲府市德行5-13-5 山梨県医師会館2階)	TEL.055-220-7020(平日 9:00～17:00)
峡東地域産業保健センター	(山梨市中村834 山梨法人会館内)	TEL.0553-88-9120(平日 9:00～17:00)
峡南地域産業保健センター	(南巨摩郡富士川町畝沢1-11 峡南労働基準協会内)	TEL.0556-22-7330(平日 9:00～17:00)
郡内地域産業保健センター	(都留市四日市場1105 都留労働基準協会内)	TEL.0554-45-0810(平日 9:00～17:00)

ご存知ですか？ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、
医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。
事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等)を実施しましょう。
- 事後措置を講ずるに当たっては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針



<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>

